

石巻市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

なお、同法第199条の2の規定に基づき矢川昌宏監査委員は除斥しました。

平成30年12月27日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 安倍太郎

- 1 監査対象団体 石巻魚市場買受人協同組合
- 2 監査対象施設 石巻市水産総合振興センター（所管課：石巻市産業部水産課）
- 3 監査期間 平成30年10月29日から同年12月27日まで
- 4 監査対象範囲 平成29年度公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行
- 5 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 6 監査結果 平成29年度公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行について、提出された帳簿及び証拠書類に基づき事務処理状況を試査したところ、特に指摘事項は認められませんでした。